2026年9月18日発行　　FAX 枚数：全1枚

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会　№. １３３
〒683-0853　米子市両三柳 877-1
電話　0859-24-3063　FAX　0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

ワクチン接種や健診と同日同時の受診算定について

2026 年度診療報酬改定により、健康診断、健診及び予防接種等（健診等）と同日に１回の受診で、健診等に関係する疾病に対して保険診療を実施する場合における、初・再診料等の算定方法が整理されました。運用上の疑問をＱ＆Ａ形式で整理しますので、改めてご確認をお願いいたします。

健診等と同一日1回の受診における初再診料の算定

【Ｑ１】　健診等(健康診断、検診、予防接種等)と同一日１回の受診で、健診等と関連しない疾病に対する診療を行った場合、初再診料を算定できるか。

Ａ　算定できる。

【Ｑ２】　例えば、特定健診を行った同一日1回の受診で、患者の症状から急性上気道炎と診断し、処方箋で薬を出した場合の算定はどうなるか。

Ａ　健診等と関連する疾病に対する保険診療ではないため、初診料(又は再診料)と処方箋料を算定できる。

【Ｑ３】　同一日１回の受診で、特定の疾病を対象としない健診（例えば乳幼児健診）等の結果、①診断された疾病又は②疑われる疾病に対して保険診療を行った場合、小児科外来診療料(初診時、再診時)の算定はどうなるのか。

Ａ　診察のみの場合は、①②とも、小児科外来診療料（初診時、再診時）は算定できない。ただし、当該疾病に対して、検査（あらかじめ計画又は予定された検査を除く）、画像診断、投薬、注射等であって健診等に含まれないものを実施した場合は、初・再診料が包括される特掲診療料は算定できるという取扱いが示された。そのため、上記の検査、画像診断、投薬、注射等を行った場合は、①②とも小児科外来診療料（初診時、再診時）は算定できる。

【Ｑ４】　健診等を実施した日と同一日の別の受診において、健診等に関する疾病に対して保険診療を行う場合には、再診料又は外来診療料を算定することができるとされているが、当該「同一日の別の受診」とはどのような場合が該当するか。

Ａ　例えば、健診等にかかる診療等及び会計が終了した後（公費の健診等で自己負担がなく会計を要しない場合には、受付等において健診等に係る終了手続を終えた後）、同一日中に、患者の状態の変化等の客観的な必要性により新たな受診が必要となり改めて患者が受診する場合が該当する。客観的な必要性がなく、単に診療時間を形式的に区切ったり、予め再度の受診を指示したりする場合には、別の受診として取り扱わない。
（令和８年６月２６日発出　疑義解釈 その９）